

# 所 管 事 項 調 査 ①

## < 目 次 >

1	機 構 及 び 職 員 数	P1
2	事 務 分 掌	P2
3	所 管 事 務 の 現 況 等	P4
	(1) 都 市 経 営 室	(P4)
	(2) 長 崎 創 生 推 進 室	(P5)
	(3) 移 住 支 援 室	(P6)
	(4) 大 型 事 業 推 進 室	(P7)
	(5) 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 室	(P8)
	(6) 財 政 課	(P9)

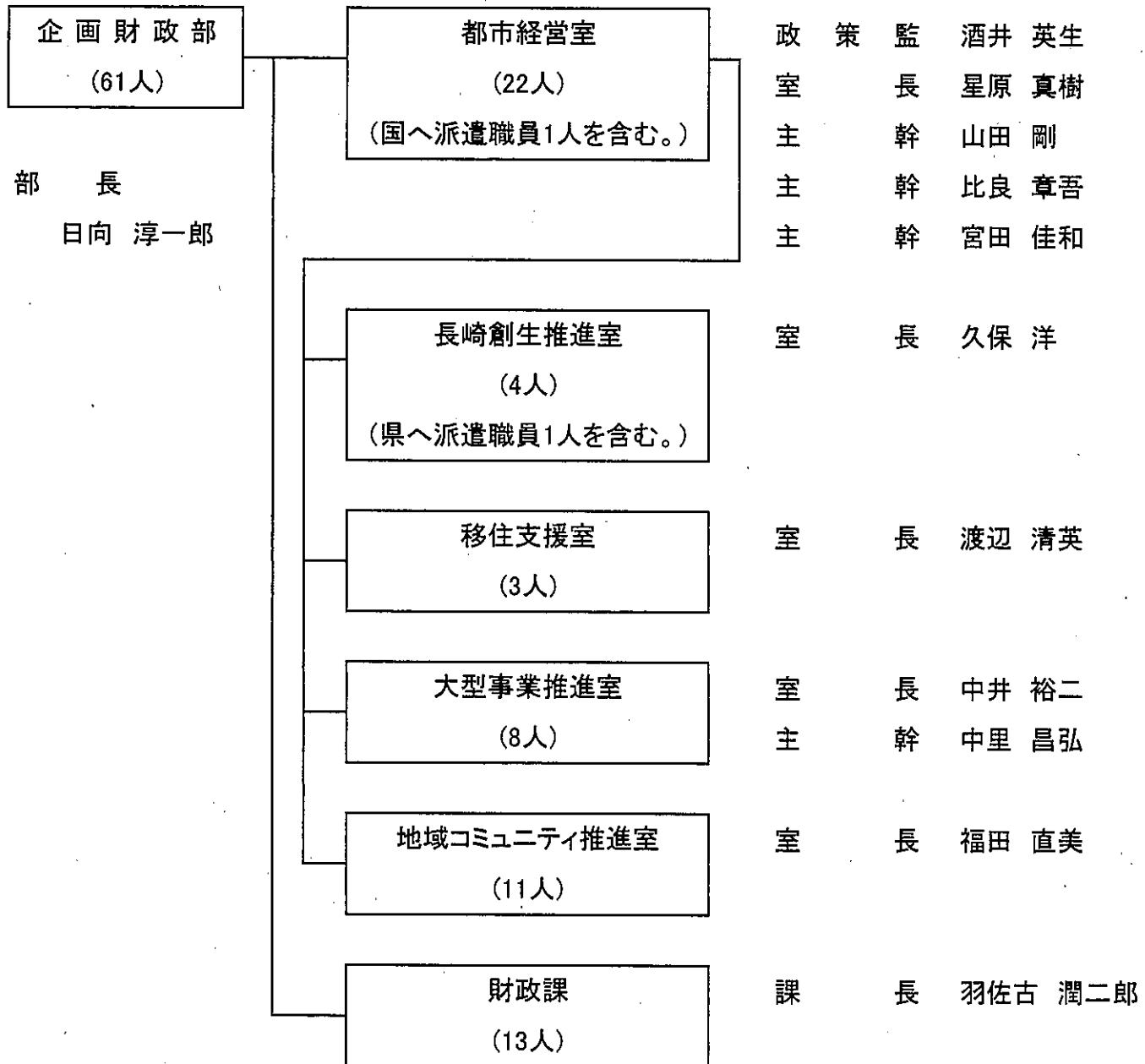
企画財政部

令和4年6月



# 1 機構及び職員数

## 企画財政部機構図 (R4.5.1現在)



## 2 事 務 分 掌

部	課・室	分掌事務
企画財政部	都市経営室	(1) 部の統括に関すること。 (2) 基本構想並びに長期計画その他行財政の総合的な計画、推進及び調整に関すること。 (3) 政策評価に関すること。 (4) 道州制に関すること。 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。 (6) 総合教育会議に関すること。 (7) 都市経営会議及び都市経営執行会議に関すること。 (8) 地域振興計画等に関すること。 (9) 広域行政に関すること。 (10) 職場の活性化に関すること。 (11) 総合計画審議会に関すること。 (12) 長崎創生推進室、移住支援室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (13) 部内事務の連絡調整に関すること。
	長崎創生推進室	(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進及び調整に関すること。 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に関すること。
	移住支援室	(1) 移住支援に関すること。 (2) ながさき移住ウェルカムプラザとの連絡調整に関すること。
	大型事業推進室	(1) 市庁舎建設に関すること。 (2) 県庁舎跡地活用に関すること。
	地域コミュニティ推進室	(1) 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援に関すること。 (2) 地域コミュニティに係る総合調整に関すること。 (3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域コミュニティ推進審議会に関すること。

部	課・室	分掌事務
企画財政部	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政計画に関すること。</li> <li>(2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関すること。</li> <li>(3) 市債に関すること。</li> <li>(4) 地方交付税に関すること。</li> <li>(5) 一時借入金に関すること。</li> <li>(6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関すること。</li> <li>(7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関すること。</li> <li>(8) 財政公表に関すること。</li> </ul>

### 3 所管事務の現況等

#### (1) 都市経営室

事 項	内 容
1 総合的な企画の立案、推進及び調整	<p>総合的な計画及び整備を要する特定の事務で、特に重要なものを掌握する。</p> <p>(1) 総合的な企画の立案、推進及び調整            (2) 総合計画の策定及び進行管理            (3) 重点プロジェクトの進行管理            (4) 市長マニフェストに関する事業の進行管理            (5) 「教育大綱」の進行管理            (6) 「国土強靱化地域計画」の進行管理</p>
2 会議の運営	<p>都市経営会議、都市経営執行会議、戦略会議及び重点プロジェクト会議並びに総合教育会議を開催する。</p>
3 地域振興の推進及び調整	<p>各種計画の進捗状況管理を行うことにより、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 市町村建設計画・過疎地域持続的発展計画・辺地総合整備計画・地域振興計画の進捗管理            (2) 過疎・離島・半島に関係する構成団体間の連携を図り、国・県への要望活動等の実施</p>
4 連携中枢都市圏構想の推進	<p>近隣市町との連携中枢都市圏構想の推進を図り、連携中枢都市圏ビジョンの進捗について、事業の実施状況及び成果指標の推移を踏まえ、事業内容の充実を図る。</p>
5 政策評価	<p>市政運営の基本システムとして「政策評価制度」の円滑な推進を図り、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現を目指す。</p>
6 「游学のまち長崎」推進事業	<p>游学のまちづくりに向けた取組みを行う。</p> <p>(1) 学生地域連携活動支援事業            「游学のまち de やってみゅーで“U-サポ”」の実施            (2) 游学のまち長崎の情報発信</p>
7 行政マネジメント	<p>市民起点の意識を持って仕事に取り組む職員の育成及び成果をあげながら成長していく組織(市役所)づくりを進める。</p>
8 「長崎×若者」推進事業	<p>「若者が楽しめ、活躍できるまち」をめざした取組みを行う。</p> <p>(1) 「若者が楽しむことができる場」の創出            (2) 「若者がチャレンジできる場」の創出</p>

## (2) 長崎創生推進室

事 項	内 容
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進	<p>令和2年度から5年間を計画期間とし、人口減少の克服と地域活力の向上に向け策定した、「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関する情報等の集約、進行管理、分析、検証、課題抽出等の業務を行う。</p> <p>(1) 総合戦略推進に向けた各施策の進行管理  (2) 国の制度、施策に対応した総合的調整  (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の運営</p>
2 人口減少の克服と長崎創生の推進	<p>(1) 長崎創生プロジェクト事業認定制度  まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを認定する。</p> <p>(2) 長崎OOLOVERSプロジェクト  長崎市民の愛する声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する「長崎LOVERSプロジェクト」の取組みを推進し、市民の「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取組みを進める。</p>
3 婚活支援の充実	<p>(1) 「ながさきで婚活」応援事業  結婚を望む市民の希望を実現するため、結婚に関する意識の啓発や出会いの機会の提供に取り組む。</p>

### (3) 移住支援室

事 項	内 容
1 移住・定住促進	<p>人口減少を克服し、新しい人の流れを創出するため、関係所属及び関係機関と連携し、移住・定住促進に向けた取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営</li><li>(2) 無料職業紹介による移住希望者と企業等との仕事のマッチング</li><li>(3) 県及び県内全市町が協働で運営する「ながさき移住サポートセンター」と連携した移住支援の実施</li><li>(4) 東京都や福岡市など大都市での移住相談会への参加及びお盆などの帰省時期に併せた移住相談会の開催</li><li>(5) 移住支援補助金、子育て世帯ウェルカム補助金の交付</li><li>(6) 移住に関する情報発信</li><li>(7) 関係人口の創出・拡大</li></ol>



#### (4) 大型事業推進室

事 項	内 容
1 新庁舎建設の推進	現在の市庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、窓口や執務室の分散など、解決を急ぐべき課題を多く抱えていることから、市民が利用しやすく、安全・安心の拠り所となる新たな市庁舎の着実な整備に取り組む。
2 県庁舎跡地活用に係る県との調整	県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、県民・市民にとってより良い活用となるよう、県との調整を図る。

## (5) 地域コミュニティ推進室

事 項	内 容
<p>1 地域コミュニティ連絡協議会の 設立支援</p>	<p>(1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティのしくみづくりについての説明会等制度について理解を深める場を設ける。</p> <p>ア わがまちみらい情報交換会 イ 地域におけるまちづくり実践者派遣講座 ウ わがまちみらいサミット</p> <p>(2) 「まちづくり計画」の策定のための話し合いの場の開催を支援する。</p> <p>(3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。</p> <p>ア 地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金</p> <p>【設立地区数(令和4年5月26日現在)】 地域コミュニティ連絡協議会 25 地区、設立準備委員会 17 地区</p>
<p>2 地域コミュニティ連絡協議会の 運営支援</p>	<p>(1) 総合事務所、地域センターと連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。</p> <p>(2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。</p> <p>ア 地域コミュニティ推進交付金</p>
<p>3 人材育成</p>	<p>(1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要なとされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。</p> <p>ア わがまちみらいマネジメント講座 イ まちづくり学校</p> <p>(2) 地域コミュニティ連絡協議会設立に向けたまちづくりを支援する職員の資質向上を図る。</p> <p>ア 話し合いの場で必要な能力研修 イ 職場内研修</p>
<p>4 地域コミュニティ推進審議会</p>	<p>(1) 地域コミュニティを支えるしくみ及び地域福祉計画を包含する「みんなで、す〜で！虹色プロジェクト【地域まちづくり計画】」の推進に関して市民から意見聴取を行う。</p>

## (6) 財 政 課

事 項	内 容
1 健全な財政運営	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や人口減少に伴う普通交付税の減少により厳しい財政状況が見込まれる中、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくため、歳入・歳出両面で「戦略的な収支改善」に取り組むことなどにより、健全で持続可能な財政運営を行う。